

燃料油・電力・ガスの負担を市がバックアップ!
中小企業のみなさまに**最大20万円**を支給!!

1事業者
1回限り

令和7年度 川西市原油等高騰対策中小企業支援金

原油等の価格高騰による影響を受ける中小企業者に、燃料油・電力・ガスに係る経費を対象とした支援金を交付します

支援対象者

令和7年9月1日時点で、市内に事務所又は事業所を有し、かつ市内で事業を継続する意思を有する事業者で、以下に該当するもの

- (1) 中小企業者（中小企業基本法第2条第1項に規定するもの）
- (2) 下表に該当するもの

法人格	次に掲げる要件の全てを満たすもの
医療法人、社会福祉法人	常時雇用する従業員の数が100人以下であること
企業組合、協業組合、集落営農組織、 一般社団法人、一般財団法人	常時雇用する従業員の数が300人以下であること
特定非営利活動法人、公益法人、学校法人	

※常時雇用する従業員は、予め解雇の予告を必要とするパート、アルバイト、契約社員なども含みます。また、会社役員などは含めません。

支援対象経費

業務を行う上で使用した燃料油（ガソリン、軽油、灯油、重油）、電気及びガスに係る経費で、
令和7年4月から10月までの期間の任意のひと月に購入した金額の合計額

※詳細は裏面、【支援対象経費の算出方法】をご確認ください。

支援金額

支援対象経費 × 10% × 6 【上限:20万円、下限:2,500円】

※算出した額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる

申請受付期間

令和7年11月1日(土)から**12月26日(金)**まで

※本支援金は予算に限りがありますので、予告なく終了となる場合があります

申請の流れ

申請手続きは電子申請フォーム(スマホ、パソコン等)で受付します
(郵送・持ち込み等の文書での申請不可)



※申請書類及び添付書類に記載された情報は、川西市及び川西市商工会において当支援金業務に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では使用しません。

申請はコチラ↓



または市HP「原油等高騰対策」で検索

提出書類

書類の種類	書類の詳細		備考
①事業所確認書類	個人の場合	令和7年1月1日より前に事業を開始した個人 ①令和6年分の確定申告書の控え又はe-TAXの場合は受信通知の写し ②令和6年分の青色申告や令和6年分の白色申告	事業を実施していることがわかる資料
		令和7年1月1日以降に事業を開始した個人 開業届	
	法人の場合 履歴事項全部証明書（写しでも可） ※履歴事項全部証明書で市内の支店が確認出来ない場合は開設届の控えまたは営業証明書		概ね1年以内
②燃料油 購入金額確認書類	R7.4～10月の期間で任意のひと月の燃料油（ガソリン・軽油・灯油・重油）の合計使用分のレシートや請求書等を添付		購入年月日、油種、購入金額の記載があることをご確認ください。
③電力・ガス 購入金額確認書類	R7.4～10月の期間で任意のひと月の電力・ガスの合計使用分のレシートや請求書等を添付		購入年月日（検針日）、購入金額の記載があることをご確認ください。
④振込口座確認書類	振込先の預金口座が分かるもの(通帳を開いて1ページ目と2ページ目の写真(無通帳口座の場合は、金融機関名・支店名・口座名義・口座番号が確認できる登録口座ページのスクリーンショット))		前回は提出を求めていなかったため組戻しが発生し、今回はそれを避けるため提出をお願いするものです。

※1 燃料油購入金額確認書類と電力・ガス購入金額確認書類は明細書の提出が必要です(リース代や請求書発行手数料は対象外となります)。
※2 プリペイドカード等(ガソリンカード・クオカード等)の購入費は対象外です。ただし、油種、購入日、購入金額が記載された明細等が提出され、使用実績が確認できる場合は対象となります。

支援対象経費の算出方法

※(1)燃料油（ガソリン、軽油、灯油、重油）と(2)電力・ガスは異なる月で選択可

(1) 燃料油（ガソリン、軽油、灯油、重油）

令和7年4月から10月の期間の任意のひと月の燃料油の合計金額

※ガソリン、軽油、灯油、重油は同月としてください（前回から変更となっています）

(2) 電力・ガス

令和7年4月から10月の期間の任意のひと月の電力・ガスの合計金額

※電力・ガスは同月としてください（前回から変更となっています）

支援金額の算出方法

支援金額
(上限20万円、
下限2,500円)

=

上記(1)
燃料油
の合計金額

+

上記(2)
電力・ガス
の合計金額

×10%×6

ご 注 意

次の各号のいずれかに該当する事業者は、本支援金の申請はできません

1. 中小企業者である個人のうち、所得税法第229条の規定による開業に係る届出書を提出していない者
2. 国及び法人税法第2条第5号に規定する公共法人
3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者
4. 政治団体
5. 宗教上の組織又は団体
6. 川西市暴力団排除に関する条例施行規則第2条第1号に規定する暴力団等
7. 前各号に掲げるもののほか、支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が判断する者

【問い合わせ・申請先】

川西市原油等高騰対策中小企業支援金事務局 **【11月4日（火）より開設します】**

〒666-0011 川西市出在家町1-8（川西市商工会館内）

電 話：072-769-8333（平日 9時00分～17時00分）

メール：support@shienkin-kawanishi.jp（受付・審査業務委託先 川西市商工会）